

長野県長寿社会開発センターホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人長野県長寿社会開発センター（以下、「センター」という。）のホームページに掲載する広告の扱いに関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ホームページ
センターが管理するホームページをいう。
- (2) 広告
文字又は画像で表示されたホームページ上の情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）のホームページ等にリンクする機能を有するものをいう。

(掲載場所)

第3条 広告の掲載場所は、ホームページのトップページ中でセンターが指定する位置とする。

(広告の種類、規格等)

第4条 広告の種類は、バナー広告とする。

2 広告の規格は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) サイズ 縦 60ピクセル×横 140ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション不可）、JPEG
- (3) データ容量 15KB以下
- (4) 枠数 最大4枠

3 広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担する。

(掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1ヶ月単位とし1枠6ヶ月以上とする。

(掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1枠あたり月額3,000円（税込）とし、これに前条で定めた掲載期間の月数を乗じた額とする。

(掲載料の納付)

第7条 広告掲載決定の通知を受けた広告主は、センターが指定する期日までに、前条で定めた掲載料を納入するものとする。

(広告及びリンク先の制限)

第8条 広告又は広告から直接リンクするホームページ等の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告を掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 誇大な表現を含むもの、虚偽又は内容が不明確であるもの
- (5) その他、広告として適当でないと認められるもの

(申込み及び決定)

第9条 広告掲載を希望する者は、広告掲載申込書(様式第1号)をセンターに提出する。

- 2 センターは、前項の規定により掲載の申込みがあったときは、前条の規定に基づき掲載の可否を決定する。
- 3 前項の規定に基づき、掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知(様式第2号)する。

(広告掲載の中止等)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、掲載期間中であっても掲載を中止することができる。

- (1) 広告主が、社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
 - (2) 広告主の倒産、破産等により広告掲載をする必要がなくなったとき
 - (3) 広告主が、書面により広告掲載の取り下げを申し出たとき
 - (4) センターの業務上、やむを得ない事由が生じたとき
- 2 センターは、前項第1号から第3号のいずれかにより広告掲載を中止したときは、広告主に当該広告掲載をしなかった期間に係る掲載料を返還しない。ただし、前項第4号に該当する場合は、広告主との協議によりその取扱いを定めることとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、掲載された広告内容について一切の責任を負う。

- 2 第三者から広告に関する苦情の申し立て、又は損害賠償の請求がなされた場合は、広告主の責任において解決しなければならないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はセンター理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。